

## 消費生活出前講座実施要領

消費者トラブルに巻き込まれない賢い消費者を育成するため、相談員が出向いて講座を行います。

### 【内容】

消費生活一般（訪問販売・電話勧誘販売でのトラブル、クーリング・オフ、パソコン・携帯の不当請求など）

### 【対象】

原則として、市内に在住している5名以上の団体やグループです。

### 【日時】

月曜日から金曜日まで（土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）の、午前9時から午後4時までの30分から1時間程度です。（事前にセンターと調整して下さい。）

### 【申込み方法】

出前講座申込書に必要事項を記入の上、消費生活センターへ申し込み下さい。

### 【その他】

無料で行いますが、実施場所はグループなどの方で準備して下さい。